

議案第186号

大阪市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「運営基準」という。）の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、運営基準（運営基準を改正する府令を含む。以下同じ。）に定めるところによる。

(運営基準の改正に伴う経過措置)

第4条 運営基準の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している特定乳児等通園支援事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

大阪市長 横山英幸

説明

子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

子ども・子育て支援法（抄）

(特定地域型保育事業の基準)

第46条 省 略

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3－5 省 略

(準用)

第54条の3 第44条から第54条までの規定（第45条第2項を除く。）は、前条第1項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。